

優良委託業務表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、土木建築部が発注する委託業務において、執行管理に優れ、成果物の品質確保に努めるなど、その業務成績が極めて優秀であったものの表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 表彰は、表彰年度の前年度（以下「前年度」という。）に完了した委託業務について年1回行うものとする。

2 表彰の種類は、土木建築部長表彰とする。

(表彰基準)

第3条 被表彰者の選考は、前年度に完了した土木関係建設コンサルタント業務の中から別に定める選考基準により選考して行うものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者の決定については、第3条により選考した委託業務の中から土木建築部表彰審議会（以下「審議会」という。）において決定する。

(審議会の議事)

第5条 審議会の議事は、土木建築部表彰審議会設置要綱に従い運営する。

(審議会の庶務)

第6条 審議会の事務局長は、土木建築企画課総務調整監の職にあるものを充て、書記を工事検査室が行う。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。